

過渡期にかんする今日的問題

木 下 威

はじめに

一九三五年（以下三五年等と略）コミンテルン第七回大会決議は、いうまでもなく反ファシズム統一戦線戦術を編み出した。決議自体は、議会を活用して民主的な政府を適法的に樹立する可能性の問題を新しい情勢のもとでひきだし、現実には仏、スペインでその具体化をかちとった。そして、今日その結果として内容的に継承されるべき多くの問題を生み落している。反ファシズムの戦線は、たしかにファシズム打倒の抵抗の戦線であったが、その成功は、単に抵抗・打倒に止まらず、新しい政治の創出の理論的基礎をも作りだした。社会主義・人民民主主義国家の生誕に結果した諸国は勿論のことであるが、資本主義諸国における統一戦線政府を現出させたフランス・イタリア等のそれ以後にみられる政治戦線の中で統一戦線派、なかんづくその中心となった共産党の力量には注目すべきものがある。

特にそれらの経験をふまえて七〇年代の今日、例えばチリに於て現出させられた民主連合政府及びフランスにおけるシヤンピニ宣言をひきつぐ社共両党の共同決議による政府綱領の発表にみられるように、多くの資本主義国における、特に高度に発達した資本主義国における社会主義への道をめざす党派の今日の活動に多大の影響を与えているといつて過言ではない。

そういう今日の過程の中に、十分に明らかにされていない「新しい社会主義への道」に横たわる理論的問題がある。そ

ここで問題となる国有化問題にふれながら、それに付随して起ってくる過渡期について若干考察を試みてみようとするのが本稿の意図である。問題提起の意味しかもたないかもしれないが、この作業は、拙稿『炭鉱国管法』（『法学論集』第七巻第二号）と『片山内閣の炭鉱国家管理』（『法律時報』七二年二月号）と連続したものの一つであり、現代の日本でも考えられている政治課題について、歴史の検証を通じて判断の手がかりをつかもうとするとところから出発している。本論稿は主として今日のフランスで作らるべき政府の問題についてふれることになる。即ち、片山内閣で構想された炭鉱国管の理論的展望と現実政治分析についての欠落点を明確にし、此我の比較を通じて日本の問題にも関わっていかうとする作業の一部分となるはずである。

一、国有化をめぐる一般的問題

国有化一般はここでの課題ではない。特に今日国独資下における資本サイドの要求として、利益の上らない全国的企業（一）の国有化が追求される。従って、国有化の労働者側からの課題は、独占の側から国有化しながら、尚かつ国民的利益に関わる全国的規模の企業が、国民的立場で国有化される場合が検討の対象になる。特にその場合、国独資下での国有化は、いわゆる「国家化」と考えられるものは異なり、政治権力を奪取していない階級による国有化を追求する斗いという点に問題が絞られる。後にのべる過渡期に関する議論とも関わるが、社会主義をめざす斗いの中で、国独資下における国有化斗争が、政治権力奪取をめざす斗いの中でどのように位置づくかという問題が一つある。

今日、日本共産党綱領はこの課題について次のように規定している。「党は、アメリカ帝国主義と日本独占資本の財政経済政策に反対し、経済の自主的平和的発展のためにたたかう。アメリカ帝国主義による貿易の制限を打破し、すべての国との平等・互恵の貿易を促進する。日本経済にたいするアメリカ資本の支配を排除するためにたたかい、アメリカ資本

が、いづつ、いづつ、企業にたいする、人民的統制と、国有化を要求する。税制の民主的改革と、軍事費を徹底的に削減し、人民の福祉にあてることを要求する。国有企業、国有・公有林野の民主化のためにたたかう。独占資本にたいする、人民統制をつうじて、独占資本の金融機関と重要産業の独占企業、国有化への移行をめざし、必要と条件におうじて、一定の独占企業の、国有化と、民主的管理を提起して、たたく、（傍点筆者）。

しかし、肝心の労働者階級にとつてもこの独占とたたかう国有化というイメージは必ずしも明らかではなく、従来政治権力獲得後の課題として考えられていて、政治権力奪取へ至る過程での問題は現実的に明確な課題とはなっていないように思われる。²

ところが、先進的資本主義諸国の労働者党、労働者階級の中でこれを問題として明らかにしようとする努力が顕在化していることも事実である。例えばフランス、イタリア等における動きのそれである。又、チリにおけるように民主連合政府の樹立が実現した国においては現実的課題になっている。³

それらの国で、国有化問題が現在の問題でありうるのは、現時点で労働者階級がその利益にかなったやり方で国有化問題を解決する組織的力量をもっているということであり、日本の場合、現実的日程にそれがのぼってないのは組織的力量がないということは事実ではあるだろう。⁴

だからといって、当面労働者階級の前から国有化問題を後景に押しやることは正しいとはいえない。今日の国家独占資本主義は、その展開の過程で正しく労働者階級と勤労人民に対して害悪を押しつけているのであり、人民の側からこの害悪の根源に対する闘いを放棄することは、労働者・人民の権利放棄につながるからである。

例えば七二年六月二六日フランスにおいて発表された共・社両党の政策協定は、「フランス社会主義」のあり様をめぐる長い討論の結果生み出された極めて貴重な成果である。云うまでもなくこれは抵抗のための消極的戦線ではなく、明らかに闘いのための、積極的な建設計画の戦線である。フランスにおいてこの「共同綱領」ができるまでの歴史は、単純な

ものではなかった。その点について、フランス共産党ジョルジュ・マルシェ副書記長が全国協議会へ行なった報告をみると、次のように経過を説明している。⁽⁵⁾

①「一九三四年、共社間に結ばれた統一行動の協定、ついで重要な社会的獲得物を手に入れた人民戦線の成立の場合、レジスタンスの期間の国民戦線成立と全国抵抗評議会の綱領採択」

②「解放後、政府への共産党閣僚参加」

③「一九五八年の重大な挫折のあと」「一九六二年に出された、手を組んで進み、ともに打撃を加えようというスローガンは、当時の状況に合わせた戦術の表現であった」

④「一九六三年から、ある種の共同行動に移ることができるようになった」

⑤「一九六四年の第一七回大会で、わが党は団結をめざすたかいたかいたの中心に、民主的政党と民主団体の共同綱領の必要をもちだした。……ワルデク・ロシエはこのべた——『一九三六年と一九四六年のときよりも、さらに進んだ統一を考へることができると』と」

⑥「一九六五年にわれわれは、大統領選挙の共同候補のまわりに左翼諸党を結集するうえで、決定的役割をはたした」

⑦「一九六六年一二月、われわれは民主社会左翼連合(FGDS)——社会党、急進党、共和制協議会の結集体——と最初の文書を採択した。それはまだ限定されたものではあるが、共同行動、とりわけ下院選挙のための共同行動に政治的基礎を与えた」

⑧「一九六八年二月、われわれはFGDSと最小限綱領を決定し、これは両党間に存在した政治的一致点の幅を広げた」

⑨「一九六八年五〜六月の大人民運動は、団結のためのたたかいたに新しい広がりを生み出した」

⑩「一九六九年の大統領選挙における失敗から教訓を引きだした社会党は、イシー・レ・ムリノー大会で左翼の団結の道へ進み、右翼との同盟をやめることを決定した」

①「この決定（前項の―筆者注）は、政策協定の基本条件について、両党のあいだの討議を開くことを可能にした。この討議は、一九七〇年一二月の総括発表となってあらわれ、それは団結の探究に新しい進歩をしるしづけた」

②「一九七二年三月二二日の会談で、社会党とフランス共産党は、政府綱領をふくむ政策協定の作成を決定した」⁽⁶⁾。
かくして作られたこのフランスの共同綱領の意図するものは「民主的フランス政治」の実現である。この新しい政府のスローガンは「社会的措置に優先権」である。

共同綱領をみればわかるように、その綱領は具体的措置にふれているが、それは「賃金の購買力を規則正しく上げていくための必要な措置」「労働条件の根本的改善」「社会保障」「住宅」「国民教育」「恒常的人間形成・スポーツ・余暇・文化活動・家庭生活」「農業」などの細部に亘って、「労働者と働く人々全体に、今日とはちがった生活、もつとよい生活のできる条件をつくりだすこと」⁽⁸⁾（傍点筆者）で、「それはわが国としては、かつてない大胆な社会政策である」といわれるものである。

綱領が主張するように「この綱領は行動綱領である。この綱領は、国にかんする両党間の公約である。この綱領は、真の政治的、経済的民主主義をうちたてることのできる新しい情勢を生みださだろう」（前文）ことが期待される。経済的民主主義と政治的民主主義の「これら二つが相まって発展するということは、一人一人の労働者、一人一人の市民がすべての段階において、決定の採択、手段の選択、実施と成果のコントロールに参加する可能性と手段をもつことである」（第二部第一章）とし、具体的に「所有形態の変更―法律的にまた事実上―によって、公共部門においては、労働者およびその組織の、国有企業の運営と管理への参加を大幅に発展させる」「こうして生産の主要な部分を民間部門から公共部門に移行すること、およびこの移行によって可能になる民主的管理機構の設立により、社会の実際的変革が必要となり、また、社会主義への道をきり開く」（第二部第一章・傍点筆者）とのべている。両党間で社会主義について完全な一致は存在しないようにみえるが、それでも両党が今日の状況の打開を「新しい政治的、経済的民主主義」の樹立を通して、「社会

主義に道を開く」ことを確認した成果の重要性は打ち消せない。

そして、具体的な国有化プランが展開される。

「国有化は国家化であってはならない。国有化は経済の発展と大衆の必要とに結びついて徐々にこなされる。その場合決定的なのは、大衆がもっとも広範な責任をひきうけることである。それゆえに、労働者が、自分たちの企業を公共、国有部門に参加させたいという願いを表明する場合には、政府はそれを議会に提案することができる。

「銀行・金融部門においては、この部門全体が国有化の対象となる。

(1)工業銀行全部、主要な持株会社、預金銀行である。外国銀行の活動は、フランス銀行によって統制される（以下略）。

(2)信用販売、不動産金融、賃貸借信用などの金融機関。

(3)真の共済組合は別として、民間の大保険会社（以下略）。

「産業においては、公共・国有部門を拡大する最低限の第一歩は、つぎの措置によって達成される。

一、つぎの部門の国有化

(1)地下資源、兵器、宇宙・航空産業、採炭業、製菓産業のすべて。

(2)エレクトロニクス（計算機）産業と化学産業の大部分（以下ダッソー、ＩＴＴＩフランスなどの例示略）。

二、国家権力が特別の責任をもっているために金融的参加は、つぎの部門では過半数参加にまで進むこともありうる。

(1)鉄鋼と石油部門（具体例略）。

(2)航空および海上運輸、水の処理と給水、電信の金融、高速道路の利権において（第二部第二章）。

以上が共同綱領の予定する国有化プランである。われわれは、このプランの中で、第一に「社会主義への道を開くため」の「政治、経済、社会生活において（の）根本的転換」での一致と、第二に「大衆がもっとも広い責任を負」った国有化——それは「国家化では絶対にならない」という主張に最大の注意を払う必要がある。

片山内閣とのちがいは、語るまでもなく明確であるが、四党政策協定の⁽¹⁰⁾のみを辛うじて結んだ保守との連立政権、産業復興の名目で炭鉱資本だけの国家管理を行い将来的に社会化を志向しようとする路線、社会党自体の政策次元での不一致と革新政党間の対立の明確化、支持基盤の不明確さと労組の対立・分裂、四〇年代に規定された政治路線の一般的不十分さなど、いずれをとっても「国家管理」自体を不可能ならしめる状態であったといえよう。

(1) 六九年二月一八日のフランス共社両党共同宣言にもとづいて両党の政治協定の基本的条件について会談を継続することを決定し、七〇年二月二日会談の第一回「総括」が明らかにされている（『世界政治資料』、以下「政資」と略。三五〇号二頁以下）。その中で「経済民主主義と政治民主主義は、切り離しえない。その社会的目標を達成し、同時に経済的發展を保障するために、新権力は大金融機関と主要生産手段の支配を自らに確保し、勤労者をすべての段階において決定の作成、とるべき手段の選択、および決定実行の監督に参加させなければならないだろう。」「そのためには公共部門を民主化し拡大しなければならぬ」「同様に、新体制は経済發展を保障する工業の基幹部門を段階的に支配し、これを、とりわけ国有化することによって、公共の部門にくり入れなければならない。国有化された企業は、民主的に運営されて、計画に規定された一般目標を達成するため、自ら政策を決定するだろう。この点で、国有化は、国家化と異つて、」（二五頁）。

(2) 日本の問題を論じたものとして向笠良一「民主的国有化をめざす闘争の諸問題」（『労働組合運動の理論』）大月書店・七〇年）参照。

(3) 『法律時報』七二年二月号、木下「片山内閣の炭鉱国家管理」四八頁参照。基本綱領については『政資』三二七号及び人民戦線史翻訳刊行委員会『チリ人民連合』新日本出版二〇七頁以下参照。

尚、チリ問題については、田口富久治『マルクス主義政治理論の基本問題』青木書店二七八―二八二頁、『現代の理論』七一年一〇月号青野博昭「後進国革命の現状」、『歴史評論』七二年八月臨時増刊号河合恒生「チリにおける統一戦線運動」等。河合論文は従来あまり明らかにされていないチリの階級構成の分析に詳しい。

(4) フランスについて人民戦線時から今日までの経済的諸問題の具体例は、新田俊二『フランスの経済計画』六九年日本評論社参

照。特に国有化については、一二七頁—一五六頁。

儀我壯一郎編『現代企業論』七二年汐文社の中の玉村博巳「現代フランスにおける国有化問題」も「解放期」の国有化から今日の民主的国有化政策までふれている。尚、玉村論文は国有化の必要性を第一は、独占の支配を終らせ民主主義を復活させるため、第二に「経済進歩と社会進歩」のため、第三に、民族独立と真の国際協力のためにとしている（一七一頁—一七二頁）。

人民戦線時代の国有化目的について「フランス人民戦線以後」（『政資』三八三号）がのべるように、抵抗運動全国評議会の綱領は当時の「国有化の目的はトラストの万能の力を制限し、自立生産者および消費者を保護しながら生産を発展させることにある。占領時期に大ブルジョアジーが裏切り、また基幹産業の設備を近代化する必要があるのに大経営者は系統的にそれを拒否してきた結果、国有化が必要となったのである。……したがって国有化は、労働者階級の利益と同様勤労農民と小ブルジョアジーの利益にも合致した民主的、民族的性格の措置であった」（五二頁）と考えられていたが、「真の国有化は、トラストとその手先を實際に除去し、国有化された企業の運営全体に勤労者を参加させることを要求している。」（五二頁）という性格をもつものになるであろう。

(5) 『政資』三八六号七頁。

(6) これについては、共産党の大幅譲歩によるものとの主張が強い。例えば『毎日新聞』七二年七月一日付「展望」欄。

(7) 七二年六月二六日、両党代表団による政府綱領の確定。これは、同七月九日に開かれた両党全国協議会でそれぞれ批准された。この「共同の政府綱領」は『政資』三八六—七号に全文掲載。

(8) 前掲マルシェ報告八頁。

(9) 七〇年一月二二日に発表された両党の「総括」は次のようにのべている（『政資』三五〇号）

「三、社会主義への移行の道」で「両党の目標は、この資本主義体制を調整することではなく、これを他の体制によって代えることにある。この交代は、革命的変革である。」

「四、社会主義的民主主義」で「両党はいずれにせよ、社会主義的変革は大生産・流通手段の集団的所有制の樹立と資本主義的所有制の廃止、国内資源が完全に活用され、各人の労働に応じて個人的、集団的要求が満足させられることをめざす計画経済、

勤労者すなわち国民の多数が自ら社会を組織するような政治体制、を意味すると考えている。フランス共産党は社会主義権力を労働者階級と勤労人民のその他の諸層との権力と規定する。

社会党は、社会主義権力を資本家階級の支配が強制する事実上の制限から解放された普通選挙によって表明される多数派の権力と規定する。」

(10) 社会党の炭鉱国管政策の内容と経緯については、前掲木下「炭鉱国管法」、評価については前掲木下「片山内閣の炭鉱国家管理」五二頁参照。

(11) 関連する部分は、「一、経済危機突破のため、現在の経済組織を対象とする総合的な計画にもとずき、必要なる国家統制を行う。二、生産増強のために超重点政策をとり、重要基礎産業は必要に応じて国家管理を行う。ただし国家管理は官僚統制方式を排して、民主化されたものとする。三、産業復興は、企業者と労働者の自主的にして積極的な協力のものに行なわれることを必要とする」

二、いくつかの理論的前提

云うまでもなく社会主義の物質的基礎は、生産手段の資本主義的所有を廃止し、社会主義的所有におきかえることである。その際資本蓄積の歴史的過程で生産手段の集中と労働の社会化が、国独資段階でますます促進され、社会主義への移行の物質的前提が作り出されている。⁽¹⁾ このような生産手段を資本主義的所有から社会主義的所有へ転化させるためには、政治権力の階級間移行が不可欠であり、それはプロレタリアートの政治権力の獲得によって達成される。即ち「資本主義的生産様式は、人口の大多数をますますプロレタリアにかえていくことよって没落しまいとすればどうしてもこの変革をなしとげなければならぬ勢力をつくりだす。資本主義的生産様式は大規模な社会化された生産手段の国有財産への転化をますますおしすすめることによってみずから、この変革をなしとげるための道をしめす。プロレタリアートは、国

説

家権力を掌握し、生産手段をまずはじめには、国有財産に転化させる」というエンゲルスのテーゼである。

論

勿論「収奪者の収奪」の歴史的時点に到達し、完成させるために、社会主義的国有化がプロレタリアートの手によって行なわれなければならないことは自明の理であるが、その歴史的時点を完成させるためにもプロレタリアートによる国有化の課題の追求は重要である。勿論この過程は危険な過程でもある。先にもふれたように国有化は、資本による労働の搾取を廃止するもつとも重要な手段であるが、同時に資本主義の構造的危機を打開する手段でもありうる。従って、英におけるような国有化は、全く国家独占資本主義の構成部分となっており、前述の「収奪者の収奪」を結果するものの対極にある。要は、この国有化政策を進める部隊が誰であり、それを指導しているイデオロギーが何であるかということが決める手になるであろうことは疑いをいれない。

ともあれレーニンのいう帝国主義時代には、多少とも発展した国におけるブルジョア民主主義革命は、労働者によって指導されることによって、社会主義革命に成長転化できるという理論は、国有化政策にも該当するのではないか。例えば彼は一九一七年四月の論争のときでさえ、ブルジョア民主主義革命と社会主義革命を「分離」することを主張しながら「銀行の統制や、すべての銀行の単一の銀行への統合はまだ社会主義ではないが、社会主義への一歩である。」そして「もし全国家権力が兵士、労働者代表ソビエトの手ににぎられるなら……ずっとうまくこういう歩みをすすめることができるであろう」と主張している。

マルクスが一九世紀なかばの自由貿易問題についての演説の中で賛成を示したことからわかるように、労働者階級の勝利を見透して科学的態度を決めていったこととも関わっている。

チリ「人民統一の基本綱領」前文(九)は「真に人民的な唯一の選択、したがって人民の政府にならべき根本的な課題は、帝国主義者、独占体、寡頭地主の支配を終わらせ、チリに、社会主義の建設をはじめることである」との共同目標を設定した。そして綱領本文「新経済の建設」の中で「わが国経済の変革の過程は、現在の国有企業と国に収用される企業

によって形成される国有分野を建設することをめざした政策とともにはじめられる。その第一段階として、外国資本とわが国独占体の支配下にある銅、鉄、硝石その他の大鉱山のような、基本的な富が国有化される」として社会主義建設をめざす政治権力の奪取を意図したプログラムの中で国有化を位置づけ、七〇年一月三日新政権発足後具体的に国有化政策を進めている。これも政治権力奪取→国有化という過程である。しかし、ここでの政治権力は人民連合政権であり、そのまま社会主義政権ではない。

従って、云うまでもなく国有化問題は、労働者の主体的力量でもって国有化へ積極的関わりをもちうる時、即ち、社会主義へのプロセスにプラスになると評価しうる時に、資本主義下でも意味をもち、基本的には国有化はプロレタリアートを中心にする政権奪取への道にプラスになり、尚かつ政権奪取によって、ますます意味をもつという性格をもつであろう。

その場合の「政権」の性格は、最低限人民民主主義への道を切り拓く可能性をもっていることが条件になる。

故に「連立」片山内閣の性格からして、この内閣の炭鉱国有化政策は以上のような諸条件をほとんど全部欠いていたのであり、何ら歴史過程の中でプラスに作用していく理論的根拠をもたなかった。加えてこの国有化の主張は、「生産復興のため」という意図から出発したのであり、そういう意味からすると、この国有化を担う主体は、生産復興に同意する資本の論理でもあったのである。

- (1) レーニンは、党綱領の改正に当ってエヌ・ブハーリンとヴェ・スミルノフの提案を批判して「戦争と経済的崩壊とによって、すべての国が独占資本主義にすすむことをせまられている。これが客観的情勢である。だが、革命の情況のもとでは、革命のさいには、国家独占資本主義は直接、に社会主義へと移行する。革命時には、社会主義へむかってすすまずには前進することはできない。」「党綱領の改正によせて」レーニン『全集』二六卷一四三頁。

- (2) エンゲルス「空想から科学への社会主義の発展」マルクス・エンゲルス『選集』大月書店第六冊二三四頁。

(3) レーニン『全集』第九卷「戦術にかんする手紙」三四頁。

(4) 基本綱領発表時の人民連合(ウニダード・ポプラール)の構成は社会党、共産党、急進党、社会民主党、人民統一行動、独立人民行動の六党派よりなる。

(5) チリの場合、七〇年九月の大統領選が決め手になったが、議会も含めて完全な多数を制した訳でないことも加わって、今日までかなり大胆な政策をとってきたことも比例して、政治的危機は、度々訪れている。例えばシュナイダー暗殺、急進党の分裂、七一年二月一日のサンチャゴでの婦人デモ、革命左翼運動(MIR)の存在、資本の国外逃亡による物資不足などがある。最近では七二年五月一二日のコンセプション事件があり、これは、ルイス・コルブランが「きわめて重大」とみとめている事件である。当日、コンセプションでキリスト教民主党、人民連合、MIRの三つのデモ申請があり、同州知事チャバス(共産党中央委員)は混乱をおそれて、人民連合、MIRのデモを後日行うようもめたのに対し、一部の人民連合内の政党とMIRはキリスト教民主党のデモを実力阻止することを主張した。これは基本綱領に違反するがこの事件ではじめて人民連合内の各党派の意見が対立した。詳しくは、『政資』三八四―三八五号参照。

(6) 前掲木下「片山内閣の炭鉱国家管理」一一一頁、一一六―一一八頁。

三、過渡期をめぐる問題

ここでは、従来社会主義諸国の間で行なわれている過渡期をめぐる論争そのものを問題にするのではない。しかし、一応のこれまでの主要論争点を以下に整理しておこう。¹⁾

ソ連、中国、朝鮮の間にこの過渡期についての論争があることは周知のことであり、これが国際共産主義運動の複雑な状況を作り出した要因の大きなものの一つにもなっている。それだけに過渡期とは何か、プロレタリア独裁の任務は何か、明らかになれば、過渡期とプロレタリア独裁の照応関係も明白になってくる。これをマルクス、エンゲルス、レーニン

の著作から確定することは、前述のように現在社会主義国間の論争がそれを基礎に行なわれていることからしても、極めて困難である。加えて、その論争が、各国の現実の政治権力の階級的分析を伴っているために余計問題を複雑にしている⁽²⁾。さらにマルクスが高度に発達した資本主義国の場合を想定して過渡期に関する議論を展開したと思われることもか
らんで、朝鮮の場合のように過渡期を「主体思想」にもとずいて設定することの主張も加わって、余計問題がむずかしくなっている。今その議論に深入りする意図は全くないが、この論稿に関わる限りで考えておきたい。

すでに知られているようにソ連は「資本主義から社会主義への過渡期」という主張をし、中国は「資本主義から共産主義への過渡期」を主張している⁽³⁾。朝鮮はこの両者を批判して、資本主義から「労働者階級と農民との階級的差異がなくなり、中間層とくに農民大衆がわれわれを積極的に支持する」「無階級社会」（『社会主義社会』）までを過渡期とよぶべきだとしている。

プロレタリアート独裁との関係については、ソ連と中国はそれぞれ主張する過渡期に照応している。即ちソ連は搾取階級を抑圧し社会主義を建設するまでがプロレタリアート独裁であり、「共産主義の全面的建設に移行」しているソ連では第22回大会（六一年）以来全人民の国家が主張される。中国は、「完全な共産主義へ移行する時期」までプロレタリアート独裁の継続を主張している。朝鮮は、マルクス・レーニンの主張では過渡期とプロレタリアート独裁が照応していることを認めながらも、プロレタリアート独裁は朝鮮の主張する過渡期が終わった後も共産主義の高い段階にいたるまでか
ならず継続されなければならないと主張する。ここでの朝鮮（金日成）の主張は、朝鮮革命のおかれた歴史的位置、全体として今日の世界の中での社会主義諸国の位置（特に帝国主義との関わりで）をにらみながら主張されているので、この論争自体極めて興味深い、われわれは、これらの主張を、この論稿と関わって進めていかなければならない。

さて、以上のような過渡期とプロレタリアート独裁との関係は民主連合政権などどう関わるのであろうか。それぞれの国の主張は異っているが、少なく共次のことは云える。即ち、それぞれの国の主張の過渡期の始期は当然一致している

が、終期が異っている。しかし最も近時点に終期を設定しているソ連の場合の「社会主義まで」という時点をとると、その時期でのプロレタリアート独裁を否定している国はない。そして今われわれが論じている民主連合政府などは、当然この「過渡期」の前の一時期に位置している。そしてこの民主連合なり、人民民主主義権力なりは、当然のことながらプロレタリアート独裁ではない。しかし、これらの権力は、チリに於ても現実にそうであるし、フランスも目標に掲げたように、社会主義の入口までを明確に到達点としている。すでに指摘したように、ここでは明らかに今までの革命が全て資本主義から社会主義への画期を権力主体を明確に変更することではじめてことに比して、この部分が極めて漸進的に行なわれようとしていることである。従って、一般的にプロレタリア独裁と照応している過渡期と考えられている移行期に入る前の段階、即ち資本主義から社会主義への入口まで到る段階で生じている問題が、今まで論じてきた問題になる。そういう意味で、ソ連、中国、朝鮮の間に過渡期の始期には論争がなかったのに比して、こういう新しい社会主義への道は逆に過渡期の始期をどこに設定するかということをめぐる、具体的な論議が生じる可能性を十分に含んでいる。それは、この政治的実践が全く新しいものであり、この過程に生じる多様な問題に早急に理論的に答えていかなければならないであろうことを示しているといえよう。

特にこのことは、今日、殆んどの高度に発達した資本主義諸国の共産党が、民主連合政府を選挙によって樹立することを目標に掲げ、それ以後の人民の民主主義権力を打ち立てていく過程にも、暴力で民主主義制度を破壊しないかぎり、全ての政治的党派の活動を保障していくことを明らかにしている時点で重要な意味をもっている。例えば日本共産党第一一回大会決議は「独立、民主日本では、暴力で人民の民主主義制度を破壊しようとする行動をとらない限り、政府に批判や反対の態度をとる政党をふくめて、すべての政党にたいして、活動の自由が保障されるし、選挙で国会の多数をえた政党が政権を担当することも、制度上当然のことである」とのべている。この独立、民主日本は、「アメリカ帝国主義と日本独占の支配を打破して人民の民主主義権力がうちたてられた段階」を意味している。何故なら、社会主義をめざす党派が

選挙により民主連合政府を樹立し、ひきつづいて人民民主主義権力をめざす闘いを継続し、社会主義に向う道筋を展望する場合、極めてこの道筋は複雑であることはたしかであるが、少なく共、民主連合権力なり、人民民主主義権力なりが国有化を前面におし出すことが必要になる。何故なら、社会主義の建設をめざす労働者階級の政治的支配を本当の意味で実現し強化していくためには、社会主義にたいする国民の圧倒的多数の確信にみちた思想的、政治的支持が必要であるからである。新しい経済制度の利点が、特に国民の前に明らかに提示され、そのことが、選挙による安定した多数派を獲得していくテコにもなるであろう。従って、これらの権力の採用する経済制度は情勢に応じて複雑多様であろうが、少なく共これまで定式化されてきた資本主義から社会主義への転化は画然たる時期を画さないであろうことは間違いない。民主連合政府は安定した多数派を形成しえず再び資本主義政府へゆりもどされるといふ過程は十分に予想される。そういう過程で人民民主主義政権への展望も打ち立てられていくのであり、これらの政権は、その力に応じて新しい経済制度の部分的採用もおりこみながら、複雑な過程の中で社会主義への過渡期をたどるであろう。従って、従来のようにプロレタリアートによる政権奪取が社会主義への移行の初期にあたり、新しい抜本的経済制度の採用はそれ以後になるといふパターンは採用されず、民主連合政権、人民民主主義政権、社会主義政権という長い複雑な過程の中で、国有化政策も政権の安定度に応じて打ち出されていくことになるであろう。チリにおけるように民主連合政権奪取後急速に国有化される方式やフランスにおけるように政権奪取のために部分的国有化を進めて共社共同政府綱領でもっと広がりや深みをもたせていく方式などはその国における事情で決めていかざるをえない問題である。だから、従来主張された過渡期の始期は言葉の問題ではなく、具体的な問題として考える場合、画期のメルクマールを明確に設定する必要が生じてくることになる。

「人民の政府の成立は、それだけですぐ革命の達成を意味するものではない。これまでの諸外国の歴史的経験の多くが示しているように、民族民主統一戦線勢力が国会の多数を占めて人民の政府を樹立したのちにおいても、反動的な支配勢力の側から、この政府を挫折させるためのあらゆる攻撃と抵抗がくわえられる可能性を考慮におかないとしたら現実的で

ない。こうした攻撃に面して政府、内閣の存続をまもり、さらには統一戦線の力で反民族的、反人民的勢力を敗北させ、人民の手に権力を全面的に、にぎるところまで前進して、はじめて革命に成功したといえる」(傍点筆者) 段階はほぼ社会主義への入口であろう。⁽⁷⁾

しかし、ここに過渡期を設定する訳にはいかないであろう。何故ならこれは人民の権力であり、プロレタリア独裁的性質をまだもちえていない。この政権は急速に社会主義政権への道をたどるであろうが、そこに画期を設定することはできないであろう。

問題は社会主義への移行の形態である。マルシェ報告はこの点について、次のようにのべる。「共同綱領の実現で樹立できる体制は、われわれが先進的民主主義とよんでいるもの——呪物崇拜のように、このことばをくり返すのではない——と一致する政治的、経済的民主主義である。つまりわが国がいままで経験したことのないような民主主義、前例のない社会的規模の政治、経済改革を通じてあらわれる民主主義である。

「実際綱領の成功によって樹立され、たえず発展させられる先進的な経済的、社会的内容の民主主義は、社会主義へ、向かつての、一つの移行形態をなす、だろ、う。

「これ(共同綱領―筆者注)が断固として実行されたならば、この民主主義はわが国固有の形態と特徴をもつ社会主義への道を開くことができるのである。」

ここに資本主義から社会主義への移行形態に関する問題が提示されている。移行期一般は前述の如くこの資本主義が何かという点についての論争はなく、社会主義とは何か(その権力把持の「階級」の存否、社会主義そのものの認識)、共產主義とは何かをめぐる論争であった。当然のことながら、チリの歩んでいる道、新しいフランスの行こうとしている道——人民連合民主政府から社会主義へという道は、新しい複雑な問題を提起していることは疑いを入れない。

マルシェ報告もふれるように、共同綱領の下に勝利した議会における多数派とその上に作られた政府が有権者との関係

で重大な政治の危機が生じた場合、普通選挙が行なわれる。その場合国民議会の解散が宣言される（勿論その前に新政府——普通選挙の結果できた左翼多数派以外の政府の成立には反対することが共同綱領で定められている——を作る努力は行なわれる）。

従って、当然のことながら、人民連合民主政府は、単調に社会主義への道を歩みはじめるとは限らない。こういう状態は、勿論、云うまでもなく絶えず政治状況を変化させながら進むと考えられるので、いつ社会主義の入口に達しその道を歩みはじめたかを確定することは、極めて至難になるであろう。前にもふれたように特に国有化政策などは、すでに人民連合民主政府段階で具体的に構想されているのであり、これは以前のようなプロレタリアート権力の獲得後における国有化というプロセスとは明らかに異なる状態を予定している。

チリで行なわれていることもそれである。チリの「人民統一の基本綱領」は、すでにのべたように「チリに社会主義の建設をはじめめる」ことを意図して組織された。そしてその基礎となる「勢力は、全人民と手をたずさえ、国内外の反動勢力の力と結んでいないすべての人を動員しつつ、すなわち、チリ国民の巨大な大多数の統一した戦動的な行動をつうじて、この勢力は現在の国家機構をうちこわし、自らの解放の事業を前進させることができるだろう。人民戦線はそのためにつくられるのである」とし、その力を人民権力と規定し、「人民勢力と革命勢力は、共和国大統領のたんなる交替をめざしてたたかうために、あるいは政府与党をある党派から他の党派にかえるために統一したのではなく、旧来の支配者集団から労働者、農民、都市、農村の中間階層の進歩的層への権力の移行を基礎にして、わが国の情勢が要求している根本的な変革を実現するために統一したのである。」

人民権力を有効ならしめるためには、「労働者、職員、農民、市民、主婦、学生、専門家、知識人、職人、中小企業家その他の勤労者の労働組合組織、社会団体がそれぞれの関係分野で権力諸機関の決定に参加すること」により、「人民が国家の諸機関に実際に、かつ有効に参加するという新しい概念」を作りあげることが主張する。

そういう力で「新經濟の建設」にとりくむことになる。その部分を引用しておく、「わが國經濟の變革の過程は、現在の、國有企業と、國に収用される企業によって形成される國有分野を、建設すること、をめぐした政策、ともにはじめられる。その第一段階として、外國資本とわが國独占体の支配下にある銅、鉄、硝石その他の大鉱山のような、基本的な富が國有化される」(傍点筆者)。

それについて「もしこの闘争でこれまでの支配階級の軍事的反乱も含むあらゆる面での抵抗を粉碎し、行政機構から官僚制をとりのぞき『監督と簿記係』の單純な機能に行政機構を変える準備を完了した時には、つまり人民連合勢力が國家權力を完全に掌握した時にはプロレタリアートと貧農、都市小ブルジョアジーの連合独裁が完成するだろう。その時官僚機構は一挙に粉碎され、多数の独裁による眞の民主主義があらわれる。いまチリはその独裁への過程にある」と河合氏は指摘する。再びマルシェは『ヌーヴェル・クリティク』(七二年三月)の問いに答えて、政治的民主主義とは「人民主權の確立、および勤勞者がすべての水準、すべての分野で現実に政治に参加すること」といい、經濟的民主主義については「すべての企業に対する勤勞者の参加が着実に増大すること」と云っている。¹¹⁾

こういう政治・經濟体制の出現は資本主義と社会主義の間のどういう位置に位置するということになるのであろうか。

レーニンの「國家独占資本主義は社会主義の入口」¹²⁾という主張は、國独占下での社会主義的變革の物質的条件についての言であるが、これは先述の國有化を含む經濟的民主主義の実施で対応し、それを担っていく「人間」の問題は、企業の中への勤勞者の全面的参加と、人民の主權の全的回復を政治的民主主義が担うことで対応する。従ってマルシェの云うように「われわれにとって先進的民主主義は移行局面であり、移行局面にしなければならないもの」¹³⁾であろう。

レーニンは云う。「民主主義とは國家形態であり、國家の一變種である。したがってまた、それは、あらゆる國家と同じように、人間にたいして暴力を組織的、系統的にもちいることである。一方ではこうである。しかし他方では、民主主

義とは、市民間の平等の形式的な承認を意味し、国家制度の決定と国家の統治とにたいする全市民の平等な権利の形式的な承認を意味する。そして、このことは、それはそれで、つぎのような結果をもたらす。すなわち、民主主義は、そのある発展段階で、第一には、資本主義に対して革命的な階級——プロレタリアートを團結させて、この階級に、ブルジョア国家機構——たとえ共和制的なブルジョア国家機構であっても——を常備軍、警察、官僚制度を打破し、こっぱみじんに破壊し、地方から一掃し、それらのものを、やはり国家機構ではあるけれども、より民主主義的な国家機構に——人民が一人のこらず参加する民兵に転化しつつある武装した労働者大衆という形で——代える可能性をあたえる。

ここで『量は質に転化する』。すなわち、民主主義のこのような段階は、ブルジョア社会のわくをこえること、この社会主義的改造のはじまりと、むすびについている。もしほんとうにすべての人が国家の統治に参加するなら、もはや、資本主義は維持されないであろう。そして資本主義の発展は、それはそれで『すべての人』がほんとうに国家の統治に参加できる前提条件をつくりだす。このような前提条件の一つは、すでに一連のもっとも先進的な資本主義国で実現されている。だれでも読み書きができることであり、つぎには、郵便、鉄道、大工場、大商業、銀行業等々の大規模で複雑な社会化された機関によって、幾百万の労働者が『教育と訓練』をうけていることである¹⁴。

シャンピニ宣言が、「独占資本のドゴール権力を倒して先進的な政治的・経済的民主主義を実現し、社会主義への道を、きり開く」（傍点筆者）とのべていることからわかるように、この先進的な政治的・経済的民主主義は、社会主義への道の入口に立っている勤労者を主体にした政治権力確保の形態であるといえよう。ブルジョア民主主義が意図した当初の理念である多数派政治の貫徹は、国独資下の国家にあってはさまざまな妨害物によって本来の多数派である勤労者支配が実現していないが、その権限完全回復計画であり、尚その志向として社会主義を展望するという「新しい」政治・経済的主張を含みこんでいる権力主体の内容をもっているものとなる。

資本主義でもないが、社会主義でもない新しい政治・経済体制の出現（と予定）は、過渡期理論を厳密に再検討しなけ

ればならない問題をここに提出している。

- (1) 最近の金日成も加わったこの論争についての整理されたものとして網屋喜行「『資本主義から社会主義への過渡期』における国家について」鹿兒島短大紀要第九号、論争そのもの問題点はここにほぼ完全にまとめられている。
- (2) 例えばソヴェトは、一九六四年二月の中央委員会総会ス羅斯ロフ報告の中で「ソ連では搾取階級がとうのむかしに一掃された結果、ソヴェト国家は、くつがえされた搾取者を抑圧する機関としての性格を失ってしまい、いまだでは、全人民の利益と意志を表現しており、また労働者階級の党も、全人民の党となっております」とのべている（『政資』一九一号三〇頁）。
- 一方中国は、「社会主義社会では、生産手段の所有制の社会主義的改造をなしたとげたあと、階級矛盾はやはり存在し、階級闘争はけつてなくならない」と反論する（「フルシチョフのエセ共産主義とその世界史的教訓」六四年七月『人民日報』『紅旗』論文『国際共産主義運動論争主要問題四』七七頁。尚、この論争はその資本主義復活の例についてものべている）。
- (3) 衆知のとおりマルクス『ゴータ綱領批判』の「資本主義社会と共産主義社会とのあいだには、前者から後者への革命的転化の時期がある。この時期に照応してまた政治上の過渡期がある。この過渡期の国家はプロレタリアートの革命的独裁でしかありえない。ところで綱領のあつかっているのは、この後者でも、共産主義の未来の国家制度でもない」という言葉をレーニンが『国家と革命』の中で明快に説明しているその用法による社会主義、共産主義である。尚この論稿とも直接かかわるが、レーニンの次のような発言もある。「もし共産主義と社会主義の違いはどこにあるかと自問するなら、社会主義とは、資本主義から直接に成長してくる社会であり、新しい社会の最初の形態であると言わなければならないであろう。これに対して、共産主義はより高度の社会形態である。この形態は、社会主義が完全に確立するときにはじめて発展することができる。」（傍点筆者）レーニン『全集』三〇卷二八五頁「ロシア共産党全市会議での土曜労働についての報告」。
- (4) チリのコンセプション州事件は、この例である。
- (5) 第一回大会決議第一項。
- (6) 不破哲三『人民的議会議主義』新日本出版社一九七〇年、二四四頁。

- (7) 「すなわち民主主義は、それがおよそ考えられる限りで、もっとも完全に、もっとも徹底的に遂行されると、ブルジョア民主主義からプロレタリア民主主義へ転化し、国家（＝一定の階級を抑圧するための特殊な力）からもはや厳密な意味では、国家ではないあるものへ転化する。」レーニン「国家と革命」『全集』二五卷四五二頁。
- (8) 詳しくは共同綱領第三章「三、立法機関の契約」参照（『政資』三八七号五〇頁）。
- (9) 前掲『チリ人民連合』二二二頁。
- (10) 前掲河合論文一—三頁。
- (11) 『政資』三八七号五九頁。『ヌーベル・クリティク』に対する答。
- (12) 「国家独占資本主義が、社会主義のためのもっとも完全な物質的準備であり、社会主義の入口でありそれと社会主義と名づけられる一段のあいだには、どんな中間的段階もないような歴史の階段の一段であるからである。」レーニン『全集』第二五卷三三六頁「さしせまる破局、それとどうたたかうか」。
- (13) 七一年一〇月七—一〇日のフランス共産党中央委員会総会で「人民連合民主政府の綱領」にかんして行った副書記長ジョルジュ・マルシェの報告に言う。「そのほかに現在真の民主主義を実現するには国の運営、したがってまたわが人民の運命にとってその行動が決定的に重要な経済の主要機関が、一握りの大金融資本家の手から、国民みずからの手に移されることが必要なのである。したがってそのためには、大資本が国民生活におよぼしている支配をまず制限し、後退させ、ついで、これを「掃させる」ことをめざした根本的な変革を、経済の分野で達成することが必要である。」（傍点筆者）としているように、国有化自体は政治的民主主義の進展に応じて段階的に進んでいくと考えられていることは明らかであろう。
- この立場は、シャンピニ宣言を提案するときの書記長ワルデク・ロシエがのべた「共産党員は社会主義の到来する時機を近づけるため、改革を利用しなければならないと考えている」という発言に照応している。尚シャンピニ宣言全文は『政資』三〇四号三—三二頁以下。
- (14) レーニン『全集』二五卷「国家と革命」四四四—四五頁。
- (15) 『政資』三〇四号三四頁。